平成29・30年度射水市建設工事入札参加資格者の格付基準等について

平成29年3月31日決裁

- 1 土木一式、建築一式、電気、管、ほ装工事において格付けを行う。
- 2 客観的点数は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値による。
- 3 主観的点数は、射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格の運用により算出する。
- 4 合計点数は、客観的点数と主観的点数の合計とする。
- 5 前回(平成27・28年度)の格付けとの差が2段階以上上がる又は下がる場合は、1段階のみの変更とする。
- 6 合計点数による格付け基準
 - (1) 次に掲げる条件に該当する業者について格付けを行う。
 - ア 主たる営業所を射水市内に有する業者
 - イ 主たる営業所は射水市外に有するが、契約を締結する権限等の委任を受けた従たる営業所を 射水市内に有する業者

(2) 工種別格付基準

ア 土木一式工事

等級	合計点数
A 級	1,100 点以上
B 級	900 点以上 1,100 点未満
C 級	790 点以上 900 点未満
D 級	790 点未満

イ 建築一式工事

等級	合計点数
A 級	1,000 点以上
B 級	850 点以上 1,000 点未満
C 級	650 点以上 850 点未満
D 級	650 点未満

ウ電気工事

等級	合計点数
A 級	900 点以上
В 級	700 点以上 900 点未満
C 級	700 点未満

工 管工事

等級	合計点数
A 級	1,000 点以上
B 級	790 点以上 1,000 点未満
C 級	790 点未満

オーは装工事

等級	合計点数
A 級	1,000 点以上
В 級	750 点以上 1,000 点未満
C 級	750 点未満